

厚生労働省発基労第 0227003 号

労働政策審議会
会長 菅野 和夫 殿

別紙「労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成18年2月27日

厚生労働大臣 川崎 二郎

労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 特定疾病の改正等

- 一 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第十二条第三項の厚生労働省令で定める疾病等に、別添を加えるものとする。

第二 施行期日等

- 一 この省令は、平成十八年四月一日から施行するものとする。
- 二 この省令の施行に関し、必要な経過措置を定めるものとする。

○ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則第十七条の二

(傍線が改正により加えられる部分)

四 労働基準法施行規則 別表第一の二第七号 7の疾病	建設の事業 港湾貨物取扱事業 又は港湾荷役業	第三欄に掲げる事業の種類に属する事業主を異にする二以上の事業場において労働基準法施行規則別表第一の二第七号7に規定する業務に従事し、又は従事したことのある労働者であつて、特定業務従事期間が第二欄に掲げる疾病のうち肺がんについては十年、中皮腫については一年に満たないもの 第三欄に掲げる事業の種類に属する事業主を異にする二以上の事業場において労働基準法施行規則別表第一の二第七号7に規定する業務に従事し、又は従事したことのある労働者であつて、当該労働者について第二欄に掲げる疾病の発生の原因となった業務に従事した最後の事業場の事業主に日々又は一月以内の期間を定めて使用され、又は使用されたもの(二月を超えて使用されるに至ったものを除く。)
-------------------------------------	----------------------------------	---

石綿にさらされる業務による疾病の特定疾病への追加関係
(労働保険徴収法施行規則の一部改正)

1 特定疾病

特定疾病とは、事業場を転々移動する日雇又は短期間の就労を常態とする労働者を多数使用する業種に多発する疾病であって、かつ、特定の業務に長期間従事することにより発生するものであり、徴収法施行規則第17条の2により、業種と疾病を限定している。

これは、比較的長期間のばく露を要して発症する疾病について、日雇労働者を雇用する事業主又は短期間で事業が終了する有期事業の事業主に、その補償責任を負わせることは適当でなく、事業場を転々移動する日雇又は短期間の就労を常態とする労働者を多数使用する業種全体で補償責任を負うことが適当である場合もあることから設けられたものである。

2 改正理由

石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫は、比較的長期間従事することにより発生する疾病であり、短期間の就労を常態とする労働者を多数使用する業種で発生を見ており、また潜伏期間が30年もあると言われていることから、今後さらに多発することが想定される。

このため、労働保険徴収法施行規則第17条の2に規定されている特定疾病に当該疾病を加え、メリット制の収支率の算定基礎から、当該疾病に係る給付を除外する。

3 改正内容

石綿にさらされる業務による肺がん及び中皮腫について、労働保険徴収法施行規則第17条の2に定める特定疾病に加える。

疾 病	事業の種類	疾病にかかった者の範囲
石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	建設の事業	建設の事業に属する事業主を異にする二以上の事業場において石綿にさらされる業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、当該労働者について特定業務従事期間（注）が肺がんにあつては10年、中皮腫にあつては1年に満たないもの
	港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業	港湾貨物取扱事業又は港湾荷役業に属する事業主を異にする二以上の事業場において石綿にさらされる業務に従事し、又は従事したことのある労働者であつて、当該労働者について肺がん又は中皮腫の発生の原因となった業務に従事した最後の事業場の事業主に日々又は二月以内の期間を定めて使用され、又は使用されたもの（二月を超えて使用されるに至ったものを除く。）

注： 特定業務従事期間とは、疾病の発生の原因となった業務に従事した最後の事業場において当該業務に従事した期間（当該労働者が、当該最後の事業場に使用されるまでの間引き続いて当該最後の事業場の事業主の他の事業場に使用されていた場合にあつては、当該使用されていた期間のうち当該業務に従事した期間を通算した期間）である。

特定疾病の範囲（現行）

疾 病	事業の種類	疾病にかかった者
非災害性腰痛	港湾貨物取扱事業 又は港湾荷役業	事業主を異にする二以上の事業場において非災害性腰痛の発生のおそれのある業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、当該疾病の発生原因となった業務に従事した最後の事業場の事業主に日々又は二月以内の期間を定めて使用されたもの（二月を超えて使用されるのに至ったものを除く。）
振 動 障 害	林業又は建設の事業	事業主を異にする二以上の事業場において振動障害の発生のおそれのある業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、当該疾病の発生原因となった業務に従事した最後の事業場において当該業務に従事した期間（特定業務従事期間）が一年に満たないもの
じ ん 肺 症	建設の事業	事業主を異にする二以上の事業場においてじん肺症の発生のおそれのある業務に従事し、又は従事したことのある労働者であって、当該疾病の発生原因となった業務に従事した最後の事業場において当該業務に従事した期間（特定業務従事期間）が三年に満たないもの

（参考：徴収則第17条の2）

石綿ばく露による肺がん、中皮腫労災認定業種別件数(平成16年度以前)

	事業場数	認定件数		うち肺がん		うち中皮腫	
		計	(うち死亡)	計	(うち死亡)	計	(うち死亡)
林業の事業	0	0	0	0	0	0	0
建設の事業	208	228	176	89	68	139	108
港湾貨物取扱事業 及び港湾荷役業	4	4	4	3	2	2	1